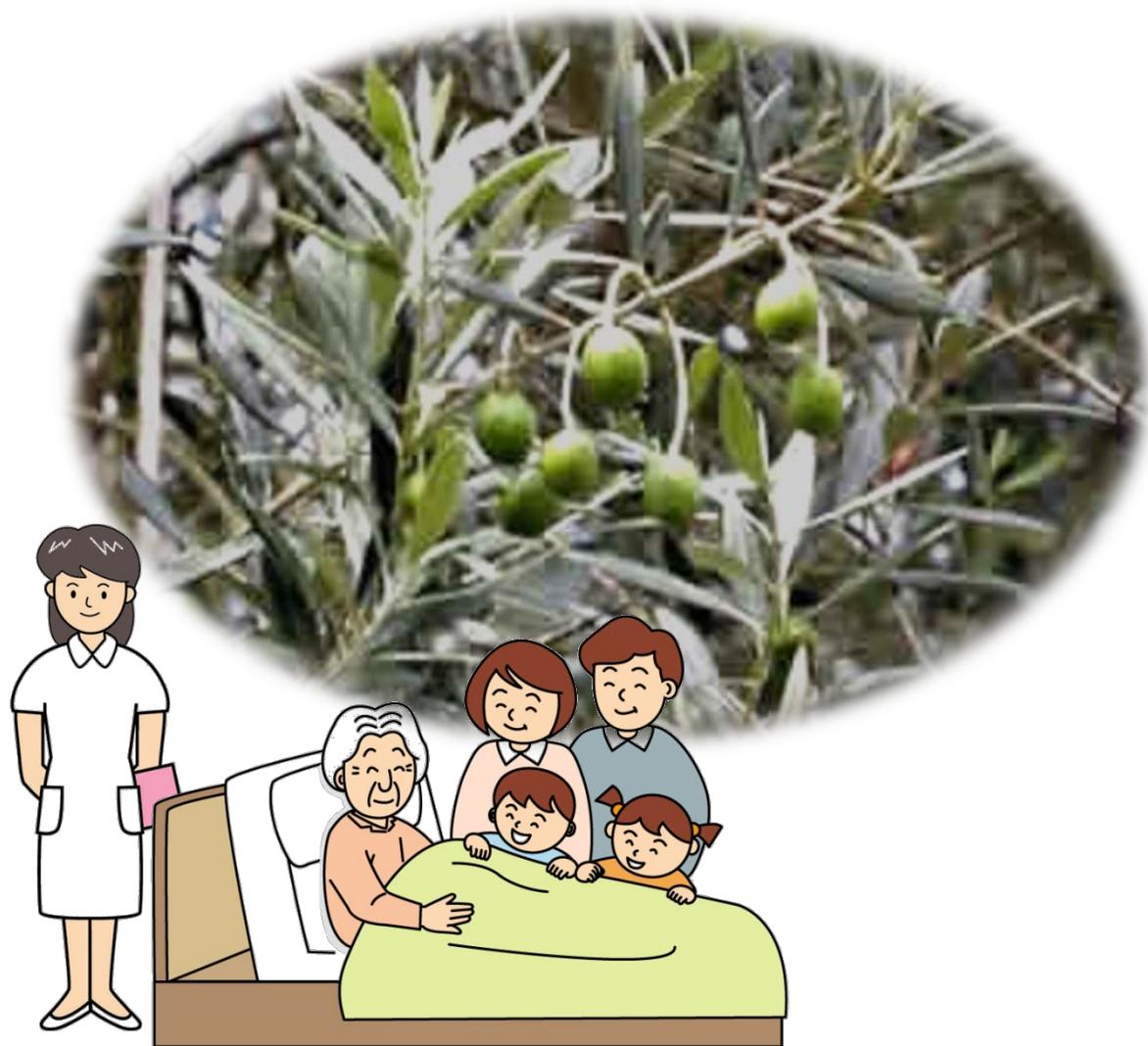


訪問看護における在宅医療廃棄物 標準取り扱いマニュアル



2011（平成23）年3月

（社）香川県看護協会
訪問看護推進委員会

はじめに

近年、在宅医療の進歩が著しく、医療処置を必要とする患者が住み慣れた自宅での療養を希望される方が増え、その希望にそった医療、看護が受けやすくなってきました。それに伴い、一般家庭から発生する在宅医療廃棄物の適正な処理が課題となっています。

そこで、当会では、在宅で医療や訪問看護を受けておられる利用者、家族はもとより、訪問看護師等関係者が安心して共通の処理が行えるよう、環境省「廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物処理マニュアル」、日本医師会「在宅医療廃棄物の取扱いガイド（2008年3月）」を参考に、また市町のご協力をいただき「訪問看護における在宅医療廃棄物標準取り扱いマニュアル」を作成いたしました。

このマニュアルを参考に、安全で衛生的な処理のためにご活用いただければ幸いです。

平成23年3月

社団法人 香川県看護協会
訪問看護推進委員会

目次

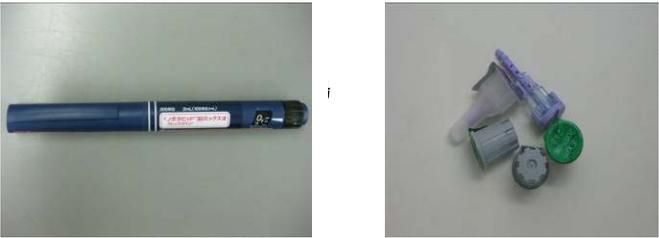
在宅医療廃棄物の種類	2
具体的な処理方法	4
別紙)「在宅医療廃棄物」における市町独自の処理方法	6
Q & A (引用：在宅医療廃棄物の取扱いガイド, 日本医師会, 2008)	7

在宅医療廃棄物の種類

在宅医療廃棄物は、大きく次の3つに分けられます。

- I. 鋭利でないもの(注射針以外)
- II. 鋭利であるが安全なくみをもつもの(ペン型自己注射針)
- III. 鋭利なもの(医療用注射針、点滴針)

分類	在宅医療廃棄物の分類	感染の可能性
I. 鋭利でないもの (注射針以外)	<p>●プラスチック類</p> <p>バッグ類 : 輸液、蓄尿、ストーマ(人工肛門)、CAPD、栄養剤など各種バッグ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  栄養剤バッグ </div> <div style="text-align: center;">  ストーマ袋 </div> <div style="text-align: center;">  輸液バッグ </div> </div> <p>チューブ類 : 吸引チューブ、輸液ライン、CAPD チューブなど各種チューブ <small>針が付いている場合、切り離して針以外の部分を排出します。</small></p> <p>カテーテル類 : 導尿カテーテル他 <small>(血液など体液が少量付着する場合も同じ扱いです。)</small></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  チューブ類 </div> <div style="text-align: center;">  カテーテル類 </div> </div> <p>その他 : 注射筒(ペン型自己注射カートリッジ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  ペン型自己注射 カートリッジ </div> <div style="text-align: center;">  経管栄養などの注入器 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  栄養剤注入器 </div>	<p>感染の可能性</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: 60px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">なし</div>
		<p>●布、紙類</p> <p>ガーゼ類、脱脂綿類、紙おむつ類 <small>(血液など体液が少量付着する場合も同じ扱いです。)</small></p>
	<p>●ビン類、缶類</p> <p>栄養剤容器、点滴ボトルなど</p>	<p>感染の可能性</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: 60px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">なし</div>

分類	在宅医療廃棄物の分類	感染の可能性
II. 鋭利なものであるが安全なしくみをもつもの (ペン型自己注射)		感染の可能性 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">なし</div>
III. 鋭利なもの (医療用注射針、点滴針)		感染の可能性 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">あり</div>

衛生的処理(梱包方法・排出時の注意)の例	排出先
<p>II. 鋭利であるが安全な仕組みをもつもの (ペン型自己注射器)</p> <p>針ケース付での排出が原則です。</p> <p>在宅医療で用いる注射針は、インスリン自己注射に代表されます。針は、直径0.2mmなどと細く、長さも5mm程度です。使用後は、針ケースがついていて、これを被せ、ねじることにより、針が外れ、針はケースから外れない安全な設計です。</p> <p><廃棄のポイント></p> <p>散逸・破損防止のため、プラ容器類(薬の空容器、商品名などのラベルをはがしたペットボトルなど)に入れ密封します。これをポリ袋に入れ、さらに他の廃棄物と一緒にごみ用のポリ袋に入れて排出します。※ -----></p> <div data-bbox="197 864 1121 1131"> </div> <p><注意></p> <p>●主治医又は、調剤薬局が回収してくれる場合は回収してもらう。</p>	<div data-bbox="1182 342 1433 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※印は市町によって収集・処理方法が異なります。</p> </div> <p>市町の収集で可能 燃えるごみが原則です。(別紙参照)</p>
<p>III. 鋭利なもの</p> <p>(医療用注射針、点滴針)</p> <p>原則、医師などが持ち帰る。 方法はその場で医師の指示に従う。</p> <div data-bbox="715 1453 1106 1775"> </div>	<p>※市町では収集しません</p>

【別紙】「在宅医療廃棄物」における市町独自の処理方法

(以下の一覧にない市町についてはマニュアルどおり)

市町	I. 鋭利でないもの			II. 鋭利だが安全なしくみをもつもの	備考
	ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ等	プラスチック類(点滴チューブ、点滴バック、栄養剤バック)	ビン・缶類(栄養剤容器・点滴ボトルなど)	ペン型自己注射針	
高松市	ガーゼ、紙おむつは 可燃ごみ へ ※血液等の付着したものについては かかりつけの病院等 へ	点滴チューブは 可燃ごみ へ 点滴ボトル、点滴バックは内容液を拭き取り 可燃ごみ へ ※血液等の付着したものについては かかりつけの病院等 へ	破碎ごみ へ ただし、 リサイクルマーク のある缶類は 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル) へ	収集しない かかりつけの病院等 へ	注射筒(針なし)はかかりつけの病院等 へ
坂出市	マニュアルどおり	マニュアルどおり	マニュアルどおり	収集しない かかりつけの病院等 へ	
綾川町	医師・看護師等が在宅で使用した物は 収集しない 患者が自宅で使用した物(血液等の付着量が少なく梱包したものは 可燃ごみ へ)	医師・看護師等が在宅で使用した物は 収集しない 患者が自宅で使用した物(手袋、CAPD バック・チューブ)(※但し中身がないもの、血液等の付着量が少なく梱包したものは 可燃ごみ へ)	収集しない	収集しない	
三木町	一般廃棄物として 収集しない	一般廃棄物として 収集しない	一般廃棄物として 収集しない	一般廃棄物として 収集しない	
観音寺市	一般廃棄物として 収集しない 紙おむつは 可燃ごみ へ	一般廃棄物として 収集しない	一般廃棄物として 収集しない	一般廃棄物として 収集しない	
小豆島町	マニュアルどおり	プラスチック表示ありの場合は 燃やせるごみ プラスチック表示がない場合は 燃やせないごみ(リサイクル不可)	マニュアルどおり	針ケースを装着し、密封又は厚紙に包みガムテープでしっかりとめて排出(ペットボトルは不可)	

Q&A



Q1 医療の廃棄物なので、全て感染の可能性があるのではないのでしょうか？

A1 そのように考えるのは間違いです。在宅医療廃棄物には、往診、訪問診療の一部で用いる医療用の注射針や点滴針のように鋭利であって感染の可能性があるものもありますが、これらは、医師などが持ち帰ります。一方、プラスチックバッグ類、チューブ類、カテーテル類、ガーゼなどには、感染の可能性がほとんどないので、ポリ袋に入れてしっかりと縛るという衛生的処理で排出すれば問題ありません。インスリンの自己注射針などは、Q7にあるとおり、安全な衛生的処理が可能です。

Q2 在宅医療患者からの廃棄物で感染の可能性があるものはありますか？

A2 医療用の注射針は医師が持ち帰ります。他の在宅医療廃棄物は感染の可能性が高いものはありません。また、血液・体液を介して感染するB型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスなどに感染している率は、在宅医療患者100人に1、2人程度で、一般に生活している人の率と同じです。在宅医療廃棄物から感染が実際に起きたという報告は、現在までありません。

Q3 在宅自己腹膜灌流（CAPD）のバッグも感染の可能性はないのでしょうか？

A3 CAPDのバッグ・チューブ類からの感染の可能性はほとんどありません。CAPDのバッグ・チューブ類は、腹膜を利用した透析の目的に使われます。使用する透析液は、ブドウ糖の入った水のようなものです。使用後の透析液も尿のようなものですから、下水道などに捨てても特に問題はありません。なお、CAPDは、在宅の治療を基本としており、一日に4回のバッグ交換が必要で、その排出量は1日で640g、1週間で4kg以上になります。（P2の右下の図参照）

Q4 在宅医療廃棄物をバッカー車で回収すると、ごみ収集車内が汚染されませんか？

A4 汚染されるようなことはありません。針刺し事故の危険性のある医療用注射針や血液が多量に付着する廃棄物は発生しませんが、もしあれば別途、医療関係者が回収することになっています。それ以外のものは血液等が付着している場合も付着量はごく少量であり、単なるプラスチック類や紙類と同じと考えてよいでしょう。

Q5 在宅医療廃棄物は、法律ではどのように扱われているのですか？

A5 在宅医療廃棄物は、産業廃棄物ではなく、一般廃棄物、いわゆる生活系ごみに分類され、市町村に処理責任があります。この点については、環境省からも、「在宅医療廃棄物は一般廃棄物」との通知が出されています。

Q6 往診などで使う医療用注射針や点滴針が、在宅医療廃棄物に入ることはないですか？

A6 在宅医療廃棄物に紛れ込むようなことはありません。従来から医療用注射針や点滴針は、医師や看護師が医療機関に持ち帰って廃棄しています。